

産業構造審議会知的財産分科会

第26回不正競争防止小委員会議事録

日時：令和6年12月16日（月） 13：30～15：30

場所：経済産業省9階東1－1会議室（WEB会議室併用）

○中山室長 お待たせいたしました。始めたいと思います。

ただいまより、産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会第26回会合を開催します。

事務局を担当しております知的財産政策室長の中山です。よろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、経済産業省の会議室にて対面で開催しつつ、オンラインと併用させていただいております。一部の委員の皆様はTeamsからの御参加という形になってございます。

議事の公開につきましては、本小委員会では、一般傍聴者及びプレスの方は、Teamsでの傍聴に限って可能とさせていただいております。

また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、オンラインで御参加の皆様におかれましては、カメラを常時オンに設定いただきまして、マイクは、御発言される際を除き、オフに設定をお願いいたします。

なお、御発言を希望される際は、Teamsの挙手ボタンを押してください。こちらから指名いたしますので、マイクをオンにいただき、発言が終了後には、マイクをオフにして、手を下ろしていただきますよう、御協力をお願いいたします。

続きまして、委員の交代について御紹介申し上げます。

最初に、今回から新たに御参加いただく委員を御紹介させていただきます。時間の都合上、私から名前を読み上げさせていただく形にて御紹介に代えさせていただければと思います。

まず、1名目が杉村多恵委員で、一般社団法人日本知的財産協会常務理事、トヨタ自動

車株式会社知的財産部知財企画室長でいらっしゃいます。前期まで御参加いただいております下川原郁子委員は、異動に伴い、御本人の申出により退任されました。その御後任という形になります。

もう一名が林いづみ委員です。桜坂法律事務所弁護士でいらっしゃいます。

本日の出席状況でございますが、末吉委員が御欠席、河野委員は少々遅れるとの御連絡を頂いているところでございますが、定足数は満たしておりますので、会議としては成立しております。

また、本日、オブザーバーとして、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁生活安全局にも御出席いただいております。

今回、本年度第1回目の議論ということになりますので、議事に入る前に、経済産業政策局審議官の井上より一言挨拶させていただきたいと思います。

○井上審議官　経済産業省の大臣官房審議官の井上でございます。本日、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

昨年6月に不正競争防止法改正法が成立いたしまして、それ以降、1年ちょっとでございますが、経済産業省としては、関係団体等に対して、改正事項について御説明をし、周知を図ってきたところでございますけれども、おかげさまで、無事に今年4月に施行されたということでございます。

また、その4月に先立って、今年の2月、法改正を踏まえた「限定提供データに関する指針」や「秘密情報の保護ハンドブック」の改訂版も公表させていただいたところでございます。

また、もともと本小委員会で御提案いただいた従業員目線での啓発資料を、「知っておきたい営業秘密」というタイトルで今年6月に公表いたしまして、その英語版も先月公表させていただいたところでございます。

これら一連の法改正や各種の周知・啓発資料の作成につきまして、委員の皆様本当に熱心に御議論いただきまして、また、その周知、関係団体の説明会などにおきまして、委員の皆様にも多大な御協力を頂戴いたしました。改めまして、御礼を申し上げたいと思います。経産省としては、引き続き、周知・啓発活動に取り組んでいきたいと考えております。

ところで、営業秘密なのですが、相談件数や検挙件数は増加しておりますし、また、残念ながら、営業秘密の漏えい事案の報道も非常に目につくと思っております。漏えいの

トラブル防止と、万一、漏えい事故が発生した場合の法的保護に万全を期すべく、今般、委員の皆様、「営業秘密管理指針」の改訂等も含めて、御議論をお願いしたいと考えている次第でございます。

あわせて、人工知能（ＡＩ）の急速な発展とその活用の普及ということで、非常に急速な変化が訪れているところでございまして、不正競争防止法のみならず、その他の知的財産法も含めて、様々な課題や問題点などの指摘がされているところかなと思います。これの変化や課題にどのように対処していくべきかという点につきましても、今般、御議論いただければと考えているところでございます。

経済産業省としては、この小委員会の御議論を踏まえまして、「営業秘密管理指針」の改訂の検討や啓発活動に取り組むとか、不正競争防止法をめぐる制度面・運用面の短期・中長期の両面から、検討課題を整理していきたいと考えております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂戴したく、お願い申し上げまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○中山室長　　ありがとうございます。

それでは、これより先の議事進行に関しましては、岡村委員長をお願いしたいと存じます。岡村委員長、よろしく願いいたします。

○岡村委員長　　委員長の岡村でございます。皆様、お久しぶりでございます。本年もよろしく願いいたします。

まず、井上審議官からの御丁寧な御挨拶、ありがとうございました。

また、杉村（多恵）委員、それから、お久しぶりですが、林委員、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から、本日の資料について、確認をお願いいたします。

○中山室長　　本日の資料でございますが、まず、資料１「議事次第」です。本日の議題は２点ございまして、「不正競争防止法を巡る状況について」と『「営業秘密管理指針」の改訂方針について』です。

続いて、資料２が委員名簿です。

資料３「不正競争防止法を巡る状況について」、資料４「知的財産推進計画2025に向けた取組等について」ということで、こちらは後ほど内閣府知的財産戦略推進事務局から御説明いただきます。

資料５が『「営業秘密管理指針」の改訂方針（案）」です。

もし御不足等あれば、事務局まで御連絡いただければと思います。

○岡村委員長 ありがとうございました。

不足等はございませんでしょうか。

不足されている方は、その旨、事務局へ御連絡いただきたいと思います。

それでは、初めに、事務局から、本日の議題についての御説明をお願いいたします。

○中山室長 まず、資料1「議事次第」を御覧いただければと思います。

本日は、まず、「不正競争防止法を巡る状況について」御説明させていただきまして、御議論いただきたいと思いますと考えてございます。

その後、資料5にあります「『営業秘密管理指針』の改訂方針（案）について」、御意見を頂戴できればと考えております。

限られた時間での審議となりますので、御協力、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。

それでは、最初の議題に入っていきたいと思います。

まずは、事務局から、資料3についての御説明をお願いいたします。

○中山室長 お手元の資料3を御覧いただければと思います。「不正競争防止法を巡る状況について」です。

2ページ目、「目次」でございますが、今回、まず、「前回小委員会からの動き」、2番目に「営業秘密を巡る近年の動向」、3番目に「営業秘密に関する取組み」、4番目に「知的財産に関するその他の取組み」、5番目に「議論いただきたい論点」という形で資料を構成させていただいているところでございます。

3ページ目、御説明させていただければと思います。

まず、「前回小委員会からの動き」でございますが、委員の先生方の御尽力も頂きまして、各種資料について改訂してございます。

令和5年の改正不競法については、今年の4月1日に施行してございますが、その前に、「逐条解説」、「限定提供データに関する指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」について、それぞれ2月と3月に改正しているといった状況でございます。

特に「秘密情報の保護ハンドブック」は、今般議論になっておりますAIの関係についても入れ込むような形で改正させていただいているところでございますし、限定提供データについても同様でございます。

4 ページ目は、参考までに、当該ハンドブックの該当箇所、生成 A I に関する箇所を紹介しています。

次、7 ページ目になりますが、2 番目が「周知活動の実績」でございます。

令和 5 年不競法改正の内容は多岐にわたっておりまして、国会審議においても丁寧な周知について指摘があったことを踏まえまして、周知・啓発活動についても取り組んできたところでございます。

まず、令和 5 年改正法全体ということでございますが、委員の皆様方の御尽力もありまして、産業界、支援機関、関係行政機関などへの説明、その他、特許庁と合同で実務者説明会を全国 20 都市で開催させていただいたところでございます。

それに加えて、今回法改正の中で、デジタル環境での形態模倣品提供行為ということで、第 2 条第 1 項第 3 号については、個別にデザイナー・ファッション業界の皆様への説明会や、支援機関、関係行政機関など、そこに特化した形での説明会をさせていただきました。

次、8 ページ目になりますが、営業秘密は、継続的な周知・啓発が結構大事なところもございまして、まず、営業秘密の保護・管理、漏えい防止に向けた説明会として、技術流出・安全保障貿易管理説明会において、弊省の貿易管理をやっている部署とも合同で、外為法、産業競争力強化法といった関連する類似制度とともに、不正競争防止法における営業秘密管理・保護について、主に国内の中小企業の方々を対象に説明会を実施しました。

それに加え、その他の説明会・講演の御依頼も頂いておりまして、自治体の方々や連合の場でも御説明の機会を頂いているところでございます。

その他、特に営業秘密のところに関して申しますと、執行を担う警察や税関の方々の御理解も不可欠ということで、こちらについても毎年複数回、様々な階層において説明会を実施させていただいています。

次、9 ページ目になりますが、不競法小委の下に外国公務員贈賄に関するワーキンググループを設置してございまして、こちらはもともと、令和 5 年不競法改正の際、外国公務員贈賄に係る規定を検討するために設置したワーキンググループでございますが、定期的なフォローアップを実施したいという趣旨もございまして、令和 6 年 10 月に第 9 回の外国公務員贈賄ワーキンググループを開催いたしました。

そこでは、外国公務員贈賄を巡る最近の動向、企業における外国公務員贈賄防止のための取組の御紹介、OECD 外国公務員贈賄防止条約への対応状況などについて御報告しま

して、御議論いただきました。

次、10ページ目の「営業秘密を巡る近年の動向」といたしまして、平成27年の不競法改正以降、執行機関、相談・支援団体との連携を強化しているところでございます。

平成28年以降、警察、支援団体における営業秘密に関する相談については非常に伸びている状況でございまして、令和5年度は過去最高を記録しているといった状況になっています。引き続き、関係者の皆様にも周知させていただくところでございますが、この相談件数が増えているというのが一つ大きな特徴かと思えます。

次に、11ページ目、12ページ目でございますが、昨今の事案について御紹介させていただきたいと思えます。

まず1点目、大手すしチェーンの親会社の案件でございますが、判決自体は、令和5年の5月に、元幹部に対する懲役ということで出てございますが、昨今のアップデートといたしましては、転職先の従業員に対して懲役・罰金、転職先の企業にも、営業秘密を使って業務をしていたこともありまして、罰金刑が今年の10月に出ているといった状況でございます。

次に、国立研究開発法人の案件でございますが、これは研究データを中国企業にメールで漏えいしていたという疑いでございまして、現在も公判中という形になっています。

次に、大手ガラス瓶メーカーの案件でございますが、成形技術を中国企業に不正に売り渡す目的で不正入手して、個人のメールに送信したという案件でございまして、今年の2月に判決が出てございます。海外重罰規定も適用されております。ただし、これは改正法の施行前でございまして、旧法における規定でございまして、海外重罰規定も科されたという事案でございまして。

次に、12ページ目でございますが、総合商社の案件は、転職した際に、関連するファイルをダウンロードして、自身のパソコンに保存した疑いということになってございまして、今年の8月に元従業員に対する判決が出てございます。

次に、大手電気通信事業者の子会社ということになりますが、元派遣社員が顧客情報を不正に持ち出して、名簿を事業者のメールに漏えいした疑いということで逮捕された事案でございまして、今年の7月に元派遣社員に対する判決が出てございます。

次に、大手電子部品メーカーでございまして、元研究員が研究データを、社のパソコンから私用のメールアドレスに送信しまして、不正に持ち出した事案となっています。こちらの事案は、書類送検された事案という形になっています。

最後の案件は、大手精密機器メーカーでございますが、元派遣社員が営業秘密に係る部品の資料を持ち出したということでございまして、こちらは今年の11月に逮捕された事案という形になってございます。

幾つか事案を御紹介させていただいておりますが、昨今の傾向といたしまして、従業員・退職者による競業会社への営業秘密の持ち出し、海外への流出などが散見されるというのが特徴になっています。

次に、13ページ目でございますが、情報セキュリティという観点から申しますと、内部不正による情報漏えいが、「10大脅威」の中でも上位に来ています。昨年の順位が4位だったのが、今年は3位ということで、ここの部分の脅威は非常に大きくなっています。

「情報漏えいの傾向」という観点から申しますと、こちらは2020年のデータになりますが、従業員・役員を通じた漏えいが8割超に達してございます。

現役従業員等の誤操作・誤認による漏えいは、4年前の平成28年の調査に比べますと、約半減しているところでございますが、一方で、中途退職者による漏えいは、前回に比べて大幅に増加しているといった状況でございます。

次に、15ページ目でございますが、人を介して営業秘密が漏えいしていくといった事案が増えてきている中で、我々としては、従業員に周知することは今まであまりやってきていなかったこともあり、一方で、日々の業務の中で、実際に営業秘密に接する従業員にとって、そもそもどのような行為が不正競争防止法違反に当たるのか、そもそも営業秘密とはどういう情報なのか、普段から気をつけるべきことは何なのかといった基本的なところも含めて、従業員目線での留意事項の理解に資する啓発資料が今までなかったもので、今回、こういった観点から、「知っておきたい営業秘密」というパンフレットを作成しました。

こちらは今年の6月に公表させていただいておりますが、英語版も、昨今、外国人労働者の増加といったところもありますので、今年の11月にホームページで公表しています。

日本語版に関しては、今年の12月16日時点で6,000部以上配布させていただいておりますが、引き続き、御希望のあるところには、我々としても積極的に配布していきたいと考えています。

次に、16ページになりますが、今まで国内の議論がメインでございましたけれども、こちらの取組は、企業の方々が海外に行かれる際の漏えい対策支援事業ということで、今般、グローバル化によって、海外に進出する日系企業が非常に増えているといったところで、各国ごとに営業秘密に関する規定類が多少異なるところもございますが、そういったとこ

ろも含めて、自社だけではしっかり整備できる体制がなかったり、管理体制が不十分な企業も少なくないといった状況になっています。

我々としては、在外日系の中堅・中小企業を主なターゲットといたしまして、日本企業の営業秘密管理体制整備の支援を拡充させまして、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的としまして、本事業を平成31年度より実施しています。

実際は、対象国に拠点を有する日本企業や現地法人に対しまして、専門家によるハンズオン支援をさせていただいています。

対象のメニューの例としましては、管理体制のアセスメント、管理職向けのコンサルテーション、管理体制のチェック、フォローアップ面談をさせていただいており、各企業のフェーズに合わせて、きめ細やかにやらせていただいています。

営業秘密の関係は以上となりまして、今回、知的財産に関する全般の取組ということで御紹介させていただければと思います。我々は平成21年度に、知的財産の価値評価及びロイヤルティ料率に関する実態調査を実施してございます。前回、この委員会の中でも、ライセンスに関する制度に関する御検討も皆様にいただいたと認識してございますが、この価値評価やロイヤルティ・ライセンスといったところも、我々は改めてしっかり見ていく必要があるということで、今年度をめどに、関連する企業の皆様にアンケートやヒアリング調査を実施しまして、情報整理をして、分析などを行う予定となっております。

最後に、「議論いただきたい論点」ということで19ページ目になりますが、令和5年、不競法改正をさせていただきましたけれども、その制度については、不断に見直しをしていく必要があるかと思しますので、より中長期的な視点で、不正競争防止法のあるべき姿などについて、皆様の忌憚のない御意見を頂きたいと思います。

下に幾つか論点を挙げさせていただいておりますが、こちらはあくまで例ということなので、こちらの論点に限らず、皆様方の御意見を幅広く頂ければと思っています。

まず、1点目が、営業秘密に関しては、近年、相談件数や検挙件数の増加のみならず、従業員・退職者からの漏えいが非常に増えているところでございますが、企業の営業秘密漏えいへの関心が高まる中で、政府の取組として追加的に改善していく点があれば、御意見を頂きたいなと思います。

2点目が、令和5年改正以降、指針やパンフレットの改訂に加え、周知・啓発などを中心に活動してきたところでございます。将来的な社会環境の変化を見据えた際に、過去の小委でも、中長期的に議論すべきであるといった議論もあったと理解してございますけれ

ども、本質的な不競法のあるべき姿、課題などが現在の状況においてあれば、ぜひ御意見を頂きたいと思います。

最後に、この後、資料4で内閣府の皆様からも御紹介いただきたいと思います。政府全体の中長期的な視点に立った知的財産政策の方向性について、今、政府全体でも議論しているところでございますが、不競法としても中長期的に検討・対応すべき制度的課題はあるかどうかといった点についても、ぜひ御意見を頂ければと思います。

私からは以上となります。

○岡村委員長 ありがとうございました。

続きまして、内閣府知的財産戦略推進事務局の方から、資料4につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○山本参事官 皆さん、こんにちは。内閣府知的財産戦略推進事務局の山本と申します。今回、我々にお声がけいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの論点の最後のところで、政府の中長期的な政策をどのような形で考えているのかと指摘がありましたが、議論中の内容について、我々から御説明をさせていただきたいと思います。

「知的財産推進計画2025に向けた取組等について」ということで、次のページをお願いいたします。

アジェンダして、2点、御説明させていただきます。

1点目は「IPトランスフォーメーション」です。従来から知的創造サイクルということがございますが、社会課題解決に向けた取組ということで、我々として、IPトランスフォーメーションと銘打って、現在取り組んでいるところでございまして、先週も構想委員会第2回において議論を行ったところでございます。

2点目は「生成AIと知的財産権に関する取組について」ということでございますが、こちらは白鳥参事官から別途、御説明をさせていただきたいと思います。

では、次のページをお願いいたします。

「IPトランスフォーメーション」ということで、まず、方向性についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。

まず、現状ということで、上と下で分けて書いておりますが、上は競争力の状況ということで、我々は、環境変化や主要国の動向を踏まえて、知財戦略を推進しているところでありますけれども、現在、競争力については苦戦しているような状況がございます。また、

グローバル化、デジタル化においても遅れが顕著な状況があります。

その一方で、下のほうになりますが、コンテンツ産業やクールジャパン関連産業については、こちらのグラフを見ていただくとおり、大きく進展・発展しております。また、国家ブランドについても世界トップクラスに位置づけられており、上の国際競争力というところにおいては、日本の現状の弱みをどのように克服していくか、また、下のほうは、日本の強みであるそういった産業を、特に海外展開などを踏まえて、どう伸ばしていくかというところが、現状の課題として挙げられているところでございます。

次のページをお願いいたします。

また、将来的に起こり得る課題ということで、上を見ていただきますと、皆様、御承知の内容になりますが、「イノベーション人材の減少」ということで、人口減が今後より一層進んでいく中、イノベーション人材をどう確保していくのかといったところ、また、「グローバル市場の成長」ということで、国内市場は頭打ちという中で、アジアやグローバルサウスの市場をどう取り込んでいくのかという話、また、右側の「革新技術の進展」ということで、AI技術が著しく進んでいるときに、こういったチャンスをうまく取り込めないかといったことがあるところでございます。

そういうことで、現状と将来起こり得る環境変化をつかまえて、今後の知財戦略の方向性としては、下の右側のところになりますが、イノベーションをリードするには、国内のみでの対応はもはや限界ではないかということでございます。グローバル知的資本の積極的な誘引、また、AIの積極活用等を前提に、新たな知的創造サイクルを検討できないか。

また、下のところになりますが、日本の国家ブランドであるコンテンツやCJを再認識して、誘引効果として、うまくフル活用できないかというところでございます。

次のページをお願いします。

図式化しますと、こちらの内容になります。「新たな知的創造サイクル」ということで示しておりますが、従来から示しております、知財の創造、保護、活用という3つの要素をサイクルとして回していきながら、価値創造につなげていくということでもありますけれども、海外のそういった技術力、人材なども取り込みながら、我が国においてグローバルな社会課題解決を図るための「新たな知的創造サイクル」——我々はこれを「IPトランスフォーメーション」と呼んでおりますが、そういうものにつなげられないかということでございます。

次のページをお願いします。

それを踏まえて、具体的な施策として、どのようなものを打っていくかということです
が、2つほどございまして、まずは「イノベーション拠点としての競争力強化」でございます。

次のページをお願いします。

こちらはイノベーションハブを目指していくということになりますが、知的資本を国内
に集積して、「価値創造大国」になっていくということでございますが、課題として、左
側にありますが、創造人材の減少、研究者数の低迷、研究開発費などの伸び悩み、欧米に
比べて海外特許出願比率が低いといったことがある中で、我々としては、右側にあるよう
な対応策を取っていくといいのではないかとということでございます。

上から＜創造人材の強化・ダイバーシティの実現＞ということでございまして、人材減
ということになりますが、人材の方々の活躍をより一層後押ししていくという意味で、ダ
イバーシティの実現、創造教育、博士人材の活躍といったところを後押しできないか。

あと、優先的な研究開発領域の特定・リソース投下ということですが、政策リソースも
限られる状況の中、特定の分野に対して、よりメリハリの利いた対応策が取れないか、と
いったところが挙げられます。

その下のところの＜知財・無形資産投資の促進＞ですが、知財・無形資産投資について、
市場・企業などからいかに支持を得ながら、持続可能な形で対応・取組ができないかとい
うことで、企業においては「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」というものがござ
いますので、そういったものを通じて市場等への対応を行っていきます。

また、大学においては、企業との共同研究開発といったところも寄り添って進めていか
なければいけない中、「大学知財ガバナンスガイドライン」や「産学官連携による共同研
究強化のためのガイドライン」などを使いながら、大学における価値創造に対して、しっ
かり対応していく。そういうところを行うべきではないかといったところがこちらの内容
になります。

その下の「大学発知財の取扱いの明確化」というところでございますが、これは、近年、
大学等の研究者が多く転職などを行っている状況の中で、知財の取扱いの円滑化が問題にな
るケースもありますので、そういったところを取決めとして明確化できないかという話だ
ったり、「経営と知財の一体化」というところは、特にスタートアップなどの支援なども
行いたいといったところとして挙げております。

また、次に＜国際的に求心力ある制度・システムの実現＞というところは、「知財制度

のレビュー・強化の検討」ということですが、特許庁でやっているデジタル化・グローバル化への対応なども行っているかどうか。

「外国語出願対応の強化」といったところは、かなりの出願などの取り込みなどを行う上で、一つの対応策として検討してはいかがといったところで挙げさせていただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。

もう一つの柱としては、「A I の利活用による知的創造サイクルの加速化」となります。

次のページをお願いします。

主な内容はここに挙げさせていただきますけれども、上のほうから＜A I 開発者との共同発明時の考え方の整理＞ということで、発明保護の考え方になりますが、A I を利用した発明が今後多く増えてくるであろう。A I 自律型の発明も今後どうなるかですが、利用発明も多くなっていく中で、A I 研究者とA I 開発者における発明者の認定をどのように考えていけばいいのか、といったところが一つの論点として挙げられております。

また、＜クリエイター・権利者の懸念への対応＞と＜A I 利用による知的創造サイクルの加速化＞ということで、保護や懸念への対応と共に、A I をうまく利用できないかということで、活用面の在り方についても、今後、事例などを含めまして、検討を進めていければと考えております。

簡単であります、私のパートは終了させていただきたいと思います。

○白鳥参事官 引き続きまして、次のスライドをお願いいたします。生成A I と知財についてであります。

その次のスライドをお願いいたします。

現在の知的財産推進計画におきまして、A I と知的財産権を一つの項目として立てて、それまでの取組の状況を確認しながら、今後の課題等について記載がされております。

特に、昨年から今年にかけては、生成A I をめぐり、様々な懸念・リスク等についての指摘もある中で、先ほど出ておりましたが、A I 時代の知的財産権検討会という会議体を立ち上げ、知財横断的な観点から検討を進めていただき、今年の5月に、「中間とりまとめ」として、その成果を公表しております。

この間、著作権に関わりましては、文化庁において、文化審議会で精力的に御審議いただいて、その内容もこの「中間とりまとめ」の中にビルトインしているということでございます。

また、こちらに図がありますが、法と技術と契約のそれぞれについて、各手段を適切に組み合わせながら、リスク等については、各主体が連携しながら対応して取り組むべきだといった方向性も打ち出していただいております。

また、法という部分については、著作権法以外に、不正競争防止法についても、経産省のオブザーバーも頂きながら、一定の範囲で、内容の整理を行ってきたところでございます。

「今後の予定（方向性）」というところで書いているところですが、特にこちらに示されているのは、A I ガバナンスという視点から、A I 技術の進歩の促進と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現に向けて取り組むべきといった方向性が打ち出されております。

このような考え方をしっかりと周知しながら、こうした取組が社会の中でより広まることを意図しているということがこちらの内容になっております。

そこで、分かりやすい周知ということで、この次のスライドを御覧いただきます。

下のほうに「日本政府における主な動き」と書いてありますが、各省庁が様々なガイドライン等を公表してございます。

この次のスライドをお願いいたします。

下のほうに「政府によるガイドライン等の概観」とございます。A I 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」の手引きとして、権利者向けを想定したものを今年の11月に公表しています。

ほかにも、文化庁では、著作権法について法的な考え方の整理を行い、経済産業省では、内閣府や文化庁で行った法的な整理を踏まえながら、A I をコンテンツで利活用する場合の留意点について周知するガイドブックもお示しいただいているところでもあります。また、知財に限りませんが、A I ガバナンスという観点から、「A I 事業者ガイドライン」も、総務省、経産省においてお示しいただいているといったことであります。

1 ページ戻っていただければよろしいでしょうか。

今、周知に関しての動きについて、簡単に御紹介いたしました。上のほうに最近の動きということで、一例をお示ししてございます。

「日本国内の動き」というところに注目していただきますと、1 つ目のボツや3 つ目のボツなどにありますとおり、音声関係を中心に、民間における動きが見られます。特に、先ほど出ておりました法と技術と契約という部分の中で、契約対応によって、このエコシ

システムの実現を図ろうとい、う主体的な動きが見てとれるというところもございます。

他方で、4つ目のポツにあります、日本俳優連合等の3団体が、生成A Iに無断学習されることについて、事前に許諾を求めるといった声明を発表するという動きもあるところでございます。

A Iと知財に関わりましては、横断的な視点から、内閣府において、今年の5月まで、会議体を立ち上げて検討を進めておりましたが、これからは、各法律の観点で、各所管省庁において必要な深掘りを行っていただくというフェーズに移っているところです。

一番下に「知財法所管省庁における知財法と生成A Iとの関係性の明確化等」と書いております。先ほどの説明の中にありましたが、A I発明について一番下の項目に記載がありますが、課題として、現在、特許庁において、調査事業の実施などを行っているということでございます。

声との関係につきましては、下から2行目のところですが、「肖像や声等の利用と不正競争防止法等との関係につき、考え方を整理すること」が記載しておりますが、昨年6月に決定した知的財産推進計画2024や新たなクールジャパン戦略においても不競法と肖像・声との関係性について、考え方の整理を行い、必要に応じ、見直しの検討を行っていくといった記載もされています。

以下、参考として関係資料をお付けしております。

知財事務局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○岡村委員長　大変ありがとうございました。

ただいまより、事務局から説明がありました「議論いただきたい論点」、すなわち資料3の19ページにつきまして、委員の皆様方から御意見を頂戴したいと思います。また、先ほど事務局及び知財事務局から説明いただきました点につきまして、御意見、御質問がございましたら、併せてお願いできればと思います。

なお、御発言の際には、論点順にまとめて御発言いただければということで、基本的には、資料3の19ページにある3つの論点の上から一つずつという形で、散漫にならないように御意見を頂戴できればと思います。

まず、第1点ですが、「企業の営業秘密漏えいへの関心が高まる中で、政府の取り組みとして改善していく点はあるか。」ということに関連して、御意見、御質問を頂ければと思います。いかがでしょうか。

私、所用によって、今日はリモートでありますので、すみませんが、事務局の方々のど

なたかから、発言の要請があるかどうか等々サポートしていただければ幸いです。よろしくをお願いします。

○岡村委員長 では、林委員からお願いできますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。様々な指針やハンドブック、パンフレットなどを改訂いただきまして、本当に有益な資料が充実してきていると思っております。ありがとうございます。

特に「知っておきたい営業秘密」のパンフレットを皆様、御覧になっていらっしゃるかな。大変秀逸なものでして、私の希望としては、新入社員だけではなく、全社員に、eラーニングでもいいので、この内容だけは周知するような機会を企業で持っていただけないかなと思っております。

このパンフレットは12ページなのですが、4ページで『してはいけないこと！』ってどんなこと？』として、①取得、②開示、③使用と1ページにまとめて、5ページから「職場でありがちな具体例を考えると…」として、case 1 から4まで挙げてくださっていて、例えばcase 3で「転職先への『手土産』感覚での開示はもってのほか！」とか、「営業秘密を転職先で使用するのもNG！」とか、case 4では、不正に持ち込まれた他社の営業秘密を社内で使用するような具体的な場合を挙げて注意喚起してくださっていて、今日、御紹介があったような刑事事件もこれまで見られた事例ばかりなので、ぜひ有用に使っていただきたいと思います。

また、9ページでは、トラブルに巻き込まれないためとして、転職や独立の前と後について、それぞれ実務的なポイントを挙げていますし、10ページでは、困ったときの相談先として、弁護士知財ネットも挙げていただいておりますので、ぜひ実務的にも活用していただければと思います。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございました。

それでは、次は杉村委員でしょうか。

○杉村（純）委員 ありがとうございます。パンフレットにつきましては、今、林委員におっしゃっていただきましたので、重複する意見は割愛させていただきますが、このたびは英語版も発行いただいたことを感謝申し上げます。人材の流通を促進し、高度人材として外国の優秀な研究者を日本に取り入れていくといったことも進んでおりますので、作成いただきましたパンフレットは大変に有用なパンフレットであると思っております。本

当にありがとうございました。

特に従業員・退職者からの営業秘密の漏えいについては、もちろん都市部の企業だけではなく、地方における企業においても漏えいが多く起こっていると認識しておりますので、各地方の経産局の方々とともに連携していただいて、各地方において、このような有用なパンフレットを基に周知していただきたいと思います。

また、大学での知財の活用も進んでおりますので、ぜひ大学関係者にも周知していただけるとよいのではないかと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。一言だけお願いしたいのは、そのためには、具体的に、例えば出前講義をすとか、どういう方法が考えられますのでしょうか。

○杉村（純）委員 杉村です。各地方経産局と連携するにあたり、例えば、日本弁理士会には各地域会がございますし、また、各県にも県委員会がございます。また、弁理士会は日本商工会議所とも連携しており、各地方の商工会議所と弁理士会内の各地域会や各県委員会の対応部署と一緒に連携しているところがございますので、そういうところとコラボしていただいて、経産省の方が一緒にセミナーなり、出前授業なりをしていただけるとよいのではないかと思います。

また、先ほど林委員がおっしゃいましたように、弁護士知財ネットも全国ネットでございますので、弁護士知財ネット、弁理士会、経産省、地方の経産局が必要に応じてコラボして、セミナー等を各地域で継続的に実施いただけると効果的ではないかと考えております。

○岡村委員長 大変有益な御提言ありがとうございます。

引き続きまして、チャットで富田委員が発言希望を上げておられますので、富田委員、お願いできますでしょうか。

○富田委員 ありがとうございます。連合の富田でございます。

私は2点ございまして、1点目は、今お2人の委員の方からもありましたが、従業員向けのパンフレットを作成いただいたことに対し、御礼を申し上げたいと思います。私からの、従業員向けのパンフレットをぜひつくっていただきたいという発言をお受け止めいただきまして、非常に良質で分かりやすいパンフレットをつくっていただきました。作成いただいた後、連合の中の学習会では、中山室長にも御講演いただいておりますし、来月に行われるもう少し広い学習会にも御協力いただくことになってございます。私ども連合の

立場からも、適正な運営と労働者保護に向けまして、このパンフレットの周知に努力をしてまいりたいと考えてございます。

2点目は、論点の中にございます今後の政府の取組に対して、1点、御要望を申し上げたいと思います。

それは、中小企業で営業秘密の漏えいを防ぐための対策や支援についてでございます。16ページに「中小企業を中心に、営業秘密管理の重要性認識や管理体制整備が不十分な企業は少なくない。」という記載がございまして、連合としても全く同じ認識を持っております。中小企業は、財政・技術・人員面などで様々な制約がございますし、情報管理をどう行えばよいのかを理解し、それに取り組んでいる企業は少ないのではないかと考えてございます。

具体的な支援策につきまして、今、即効性あるアイデアを持ち合わせているわけではございませんが、例えば、中小企業のIT化に対する各府省庁の補助金がどのように有効活用されているのかとか、従業員の周知・啓発にはどのようなニーズがあるのかといったことに対し、アンケートを取って、現状分析をして、効果的な支援策を考えていくなどの方策もあろうかと思っておりますので、この点につきまして検討を強化いただけるとありがたいと存じます。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございました。中小企業支援策について御意見を頂きました。

引き続き、畠山委員が発言希望ということで、お願いいたします。

○畠山委員 どうもありがとうございます。今、杉村委員、富田委員がおっしゃったこととかなり重なる部分があるかと思います。それから、今、論点の1つ目ということでしたが、2つ目、3つ目にもつながる話であるかと思いますが、今の中小企業の視点から、改めてお話をさせていただければと思います。

1つは、今いろいろな取組をしていただいていると思いますが、このリスクや管理の必要性を、改めて中小企業に認識してもらうことが非常に重要です。

それから、次にこれは富田委員もおっしゃっていましたが、認識した後には、しかるべき対策をしなくてはいけない。これは、正直言って、企業規模や事業の中身などによって、いろいろなものがあると思うのですが、いずれにしても、こういうものへの対策をするといったときに、中小企業のキャパシティでは、コスト的にも難しいし、能力的にも難しいということがあるので、ここをいろいろな切り口で支援していくことが非常に重要かと思

います。

今申し上げた1つは広報ということになるのですが、もう1つは支援策ということになるかと思います。

中小企業の話をする大前提として、これも皆さん、認識されていることだと思いますが、今、賃上げと物価の上昇の好循環で経済をつくりましょうという話が非常に重要な局面に来ていて、特に中小企業の賃上げというところは、これをしっかりと軌道に乗せていくためにも非常に重要な取組ということで、こちらにいらっしゃる関係者の方々も今取り組んでいるところかと思います。

中小企業が利益を得て、賃上げのための原資をしっかりと確保して、それを賃上げに回していくことが非常に重要で、その観点からいくと、知財は非常に重要なポイントだと思っていて、日商としても、知財経営の推進にぜひ取り組んでいただきたいという話をさせていただいております。

これに関して、政府としては、価格転嫁も含めて、取組を充実させていくことが非常に重要だと思いますので、不正競争防止法のみならず、知財の話についてもしっかりと取り組んでいただければと思います。

以上でございます。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

論点1に関して、ほかに何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○岡村委員長　　小松委員、お願いいたします。

○小松委員　　小松でございます。

これまで分かりやすい資料がいろいろ出ておりまして、とても頼もしいなと思いました。

私は情報セキュリティの専門ですので、営業秘密というよりも、例えば、情報漏えい等の未然防止の観点から仕事をしておりまして、情報セキュリティの観点と営業秘密の観点は重なってはいるのですが、違う点もある。ただ、企業の一般のオフィスの中では、仕事内容として同一の形でやっていかななくてはいけないというのがあると思います。

私がここにいるのはその一つの例なのですが、これまでも、情報セキュリティの観点と知財の観点は連携してやってきておりますけれども、今後も未然防止という観点と、情報セキュリティは最近、事後の対策もかなり実施させておりますので、その観点も含めて、協調してやっていけるといいかなと思います。

先ほどの中小企業の例なのですが、情報セキュリティの分野でも、中小企業のセキュリ

ディ対策は非常に大きな課題になっておりまして、公的な機関の介入的な支援が必要だと言われているので、その点でもいろいろな連携ができるのではないかなと思いますので、今後そのような形でお願いしたいというか、これまでもやっておりますが、引き続き、やっていただきたいなと思っています。

以上です。

○岡村委員長　　ありがとうございました。

今まで、パンフレットをつくって、非常に有用であるという御意見、中小企業対策を考えてほしいという御意見、後者に関連して、セキュリティとカップリングして考えていくべきではないかという御意見が出ました。

それ以外に、論点1に関して、重複でも構いませんので、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○岡村委員長　　杉村多恵委員、お願いします。

○杉村（多）委員　　御指名ありがとうございます。皆様方がおっしゃってくださったことと重なる部分がありますが、いろいろな啓発活動、本当にありがとうございます。

あえて言うとするれば、本当に分かりやすいものをたくさん御用意いただいて助かるのですが、ホームページを拝見したときに、ぱっとタイトルを見て、これだなと分かりやすいタイトルをつけてくださっているのですが、結構たくさんあって、私はどれかみたいな迷いがあるものがあるので、それぞれの刊行物が対象とする範囲や関係性などが示されると、より一層活用しやすいかなと思いました。

それから、先ほど、ほかの委員からも御発言がありましたように、企業としては、情報セキュリティといった観点での対策も厳しくやっているところで、その際に、割と独立行政法人情報処理推進機構の発信物を見て、ああ、こういうことをやればいいのだなと確認しながら進めているところもございます。

例えば、ちょうどこの前に機構が発信している「組織における内部不正防止ガイドライン」というものを拝見していたのですけれども、具体的な話で恐縮なのですが、その52ページから57ページに、例えば、メールの監査やAI監視機能などを導入するといった記載がありまして、本当に参考になるなと思いますし、先ほどから話題に上がっております中小企業では、メールの監視もあまりしていないといったお話も聞かれるところですので、パンフレット相互の関係性ととともに、こういった技術的手段は欠かせないと思いますので、そういったところへのリンク先が貼ってあると、何をしたらいいのかというの

が分かりやすいかなと思いました。

すみません。細かいことで恐縮ですが、以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ほかに御発言希望の方はいらっしゃいませんか。

○岡村委員長 では、河野委員、お願いします。

○河野委員 ありがとうございます。先ほど委員長から、重複しても構わないというお話があったので、それも含めまして、お話をさせていただければと思います。

私も、非常に有用で分かりやすいパンフレットをつくっていただいたことに感謝を申し上げます。

こちらの英文版もつくっていただいていることは承知しているのですが、昨今、企業におけるダイバーシティが進んでいることを考えると、日本の企業で働く外国籍の方、日本にいらっしゃらなくても、例えば、リモートワークのような形で、日本企業で働く外国籍の方が、ホームページの記載を頼りに、この英文パンフレットに行き着くのは、なかなかハードルが高いのではないかと、という気がいたします。せっかくとても素晴らしいマテリアルが用意できているという状況ですので、先ほどお話があった中小企業の方々への周知に加えて、日本企業で働く外国籍の方々に向けた発信も検討していけたらよいのではないかと感じています。

例えば、国際的に活動する企業が集まっている場所や団体、国際会議などで、こういうものがあることを御紹介いただくのも一案ではないかと思ったりしているところです。

以上です。ありがとうございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。河野委員、今、外国関係をやる企業が集まっている団体といったことをおっしゃったわけですが、お差し支えなければ、具体的にはどのようなものが考えられますか。

○河野委員 本当に思いつきのレベルですが、例えば、ビジネスソフトウェア関連の団体などでは、様々な国や地域の企業の方々が集まる場面があるようにも聞いております。粗い粒度で話をしておりますが、そのようなものが思いつきました。

○岡村委員長 ありがとうございます。

ほかに、論点1について御意見ありませんでしょうか。

○岡村委員長 では、今まで出てまいりました論点1に関する御意見について、事務局から何か補足などがございましたら、お願いできますでしょうか。

○中山室長 ありがとうございます。パンフレットの件も皆様の御意見を頂きました。
非常にお褒めの言葉も頂きまして、大変感謝してございます。

一方、ホームページや周知・啓発のところについては課題があるということで、そこは我々のほうでも工夫して、真摯に取り組んでいきたいなと思ってございます。

2点目、中小企業の関係でございますが、ここは我々の課題観として思っているところではございます。今まで我々、地方局などとの接点が少なく、うまく連携できていなかった部分がございますので、経済産業局と連携していくとか、いろいろな方法があり得ると思いますので、そちらについても検討させていただければと考えているところでございます。

3点目、セキュリティの関係は、裏表というか、まさに重複する部分もかなりあるところだと思いますので、我々も、重要性も含めて、うまく伝えていけるような方策を引き続き検討していきたいと思っておりますので、こちらについても、これからも御助言なり頂ければありがたいなと思ってございます。

簡単ではございますが、以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

論点1に関しまして、また事務局から、深掘りのために御意見を頂戴するべく、委員の先生方に直接連絡を取らせていただくなどを行うこともあろうかと存じますので、その際には、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

次に、論点2に移りたいと思います。これは「過去の小委における議論を踏まえ、本質的な不競法のあるべき姿、課題等はあるか。」という少し大局的なことでありますが、これについて御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○岡村委員長 では、畠山委員、お願いします。

○畠山委員 先ほどの3つ目の論点とも重なってくるので、改めてということではございますが、中小企業向けの広報といったことの中で、関連する施策について体系的に御説明いただくことと、個々に起きている事例を我が事として中小企業に認識してもらうということの2つがすごく重要で、こんなことが起こりうることで、こう大変になる、という具体的な例は非常に訴えかけるものがあると思います。先ほどの事例を見ると、大企業の事例がすごく多いのですが、同じようなことが中小企業でも起こっていると思うので、中小企業の事例を集めて御紹介していただきたい。また、今後のあるべき姿というあたりは、例えば知財を守るとか、最近では、経済安保の議論なども含めて、いろいろな議論が起こっ

てきている中で、なかなか簡単ではないと思います。情報セキュリティの議論もそうなのですけれども、広く関連する事項について役所がいろいろまたがってやっていることを、できるだけ政府の中で同じテーブルに載せて、体系立てて、分かりやすく御説明いただくことは大切なことかなと思っております。大変抽象的な言い方で恐縮なのですが、総体的な総姿の中で、不正競争防止法はどういう機能を果たすべきものなのか、ある程度分かりやすく示していただくことがすごく大事なかなということで、ぜひ関係する政府間の連携、制度間の連携をより一層図って、そういうものを外向きにお示しいただけるとありがたいなと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

様々な方から御意見を頂戴できたと存じますが、ほかにいかがでしょうか。

事務局、会場からはどなたか手が……。

○中山室長 こちらは、今のところは御意見がございませんが、よろしければ、3も併せて御議論いただいても大丈夫かと思えます。

○岡村委員長 分かりました。

1つ、2つ、私の意見を申し上げますと、他の知財法の場合には、準物権的な排他的支配権を付与するということで、いわば牛刀のような部分があるのに対して、この法律の場合には、あくまでも不正行為規制ですので、小回りが利くと言ったら変ですけれども、そういったところがあるということ。それから、特許だけではなくて、ノウハウなどがなければ、実際にはプラスにならないような時代が来ているということを考えて、この法律の持つ重要性はますます大きくなっていくのではないかと考えている次第であります。

それから、これは、今後のAI社会においても、うまく使えば、フェイク動画による企業への誹謗などに使える余地があるのではないかと思ったりしておりますので、本質的なというものもさることながら、そのような小回りが利く行為規制ということを考えていく余地もあるのではなかろうかと思っている次第です。

それも含めて、論点3に移って、御意見を聞きたいと思いますが、その前に、事務局からは何か御意見などはありますか。

○中山室長 御指摘いただきまして、ありがとうございます。

まず、1点目、畠山委員からございました体系的な整理をしていくというところは、非常に難しい論点であると思うのですが、我々も、受け手側の皆さんの立場に立って、営業秘密というところに特化するだけではなくて、どうやったら伝わるかといったところを、

ほかの関連する施策の動向なども踏まえて、考えていけたらよいかなと思ってございます。

2点目、岡村委員長から御議論がございました、そもそも他の知財法と違う不正行為規制であるということも含めて、この瞬間、具体的に何かというわけではないですが、これだけ社会の変化が激しい中で、不正競争防止法に求められている役割は大きいかなと思いますので、その点は、個々具体的な事案について、どうやって対応していくのかということも含めて、継続的に検討していきたいなと思っているところでございます。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、論点3の「中長期的に検討・対応すべき制度的課題はあるか。」という点について、御意見を頂きたいと思います。その際に、論点2に触れていただくことも結構かと存じます。いかがでしょうか。

○岡村委員長 では、林委員、お願いします。

○林委員 いや、本来は、先生方をはじめ、研究者の先生方にぜひいろいろ教えを請いたいと思っていたのですが、沈黙に耐え切れず、口火を切らせていただきます。

まさに岡村委員長からもお話があったように、知財本部の新たな情報財検討委員会に私も参加させていただいていたのですが、そこで、新たな情報財としてのデータをどう活用していけるかというところを議論した結果として、平成30年の不競法改正で限定提供データの制度を入れましたし、また、ノウハウや営業秘密などの大きな漏えい事件、国際的なものもあり、我が国における営業秘密漏えいに対する保護の強化をどうやっていくかということで、数度にわたる法改正を行って、例えば、ディスカバリー制度のない我が国においても侵害立証が困難で「やられ損」にならないように、特に証拠の遍在が顕著な営業秘密事案について、不競法5条の2という使用推定規定を入れたわけであります。

しかしながら、私の知る限りでは、不競法第5条の2の営業秘密の使用推定規定が適用された判決例はまだ仄聞していないところでありますし、限定提供データ、まさにビッグデータを活用していくために必要な制度として設けたわけですが、実務としては一部では使われているかもしれないのですが、見える形で事件になってきたものはないといったところであります。

しかも、AI、特に生成AIが始まってから、分からない形で、データが学習にも使われることについて、様々な議論が起こってきています。11月12日のデジタル行財政改革会議（以下、デジ行）の事務局資料で、欧州と比べて我が国は、個別の手当ては一部してき

たものの、データの利活用についての基本的な考え方を整理してこなかったことで、いろいろな問題が起こっていると整理し、データ利活用に関する検討会を今年中に設けて、来年の夏をめどに、その報告をまとめることを発表されています。

先週の知財本部の構想委員会でも申し上げたのですが、知財の分野としては、中山信弘先生が何十年も前に、「情報財」という言葉で知財を表現されてましたが、伝統的な知財を超える新たな情報財であるデータについて、どう利活用していくのかというのは、我々、知財分野の観点からも考えなければいけない点だと思っています。

デジ行での整理は、知財の観点だけでなく、様々な大きな観点でなされると思いますので、並行して我々知財のほうでも、今、データの取扱いが契約で定めているわけなので、データ利活用の契約をする上で、その阻害要因になっている点はどこなのかということを調査して、その上で、課題解決についての方策を、欧州などでの先行している議論を参考に、我々なりに整理していくことが必要ではないかと思っています。

最終的に、それは不競法の中で落ち着くのか、それとも別の特別法のような形になるかは別として、データを活用しなければ、競争力も維持できないという時代なわけですから、情報財の利活用、データ利活用を促進するように、知財分野からも検討し、発信していくべきではないかと思っています。

以上です。

○岡村委員長 ありがとうございます。

今、本来、研究者の方に先に述べていただきたいといったこともありました。私から指名させていただくのは大変恐縮ですが、田村先生、もし何かありましたら、一言頂けませんか。

○田村委員 そもそも情報財という捉え方が正しいかどうかということは大きな問題です。一般論で申し上げますと、情報財として認識して、それに対して直接的に、法的に知的財産としての適格性を与えて保護するというやり方と、実はもう一つのやり方がありまして、それは特に契約が中心になりますが、基本的には各当事者関係の規律に委ねて、その上で、契約で解決できない問題がある。経済学の用語を使うと、外部性ということですが、契約で、法的に見れば、特に第三者との関係ですね。契約できちんと規律できない、契約だけでは縛れない第三者の債権侵害の問題などを持ち込んでもなかなかうまくいかないわけですから、そういった第三者に対する効果を出させるために、知的財産法のような法律を使うという2つの大きな方向性になります。前者をプロパティモデル、後者の関係

者の調整に委ねるという考え方をガバナンスモデルと言わせていただきますと、結局、どちらを取るのかということが最も重要です。

私の理解では、ヨーロッパでは、ビッグデータの時代を迎えて、一旦、データの生成の保護について、1996年と同様に、プロパティモデルで話を進めようとしたのですが、いろいろなところで大問題になって、それが挫折したという経緯があります。

他方、日本では、まさに不正競争防止法を舞台にして、2018年に限定提供データ保護を設けましたが、そのときの皆さんのお考えは、そういう言葉は使っていませんけれども、結局、出来上がった法制度は、プロパティモデルではなくて、ガバナンスモデルに分類できるものです。だから、基本的には、不正に盗まれたり、不正に利用されたり、第三者が不正に取得することは遮断していますが、そのなかで、いったいどのようなデータが保護されるのかということは、あとはガバナンスモデルで、当事者間で事細かに決めていきなさいといった方策を採用しているのだと。言葉は使っていませんが、そのように位置づけることができるかと思います。

林委員からお話がありましたが、もし大きな方向性で考えていくということであれば、私はガバナンスモデルのほうがよいと思っていますけれども、そのどちらがよろしいのかを決めた上で、今足りないところは何かということを決めていくべきなのかなということでもあります。

限定提供データについて、訴訟がないことを憂えるべきかどうかということはよく分かりません。一つの見方としては、ガバナンスモデルが機能しているのかもしれないので、そこらあたりは慎重な見極めが必要かと思います。

○岡村委員長 ありがとうございます。

林委員、今の田村先生の御発言に関して何かありますでしょうか。

○林委員 いいえ、大変勉強になりました。私は、実務でデータ利活用がうまく進めばいいとだけ思っていて、モデル的な理解をしていなかったのもので、大変素人的なことを申し上げて申し訳ありません。

ただ、10年前、経産省の会議で、100社ぐらい集まるような組織の方から、データ利活用が進まない原因として言われていた「データ・オーナーシップ」という言葉をいまだにこだわっている方もいらっしゃる。例えば、今年の国プロの会議などでも、利用権の話だということは分かった上で、結局は契約が進まない、話が堂々巡りで進んでいないということを伺ったりすると、これは考え方を整理するなり何かをしないと、我が国は、アメ

リカと違って、法的にグレーだとビジネスを進められない。どんな小さな会社でも、レピュテーションリスクとかと言って、なかなか新しいことにチャレンジできない。アメリカのように、何かをやってしまって、その後、クレームが来たら直すというのではなくて、石橋をたたいて、ビジネスチャンスを潰すみたいなことがあるのではないかとということを感じました。データの話はデジ庁やデジタル行財政改革のほうで扱うというのではなく、知財本部でも議論すべきではないかということで、先週の構想委員会でも御提案したところです。

○岡村委員長 ありがとうございます。日本の場合は、どちらかというところ、データプロテクションは個人情報保護法が先行した形で、企業とすると、漏えいしたり、データに何か不備があったときに叱られるというモデル、あるいは責任を取らされるというモデルで進んできましたので、一層慎重になっているのも実情ではなかろうかと思います。

今の点に関連して、ほかの委員の方々からも御意見がありましたら賜りたいのですが、いかがでしょうか。

○田村委員 田村ですが、手を挙げております。よろしいでしょうか。

○岡村委員長 すみません。お願いします。

○田村委員 今のお2人のお話に関連してですが、データー・オーナーシップという考えは、先ほどの私の分類で申しますと、プロパティモデルのほうに位置づけられる話で、法的な応援で、誰が請求権者になるのかということ、特許権あるいは著作権のように決めていくのがよいのではないかという考え方につながります。情報財という考え方も、そういう危険性が多少あるように私は思っております。

他方、ガバナンスモデルでいきますと、当事者間には様々な関係なり、また、保護すべきデータをどのレベルでどのように保護するかということにも様々なものがある。そういうことを考えると、当事者で決めることができないものについて、つまり、先ほどから申し上げている第三者との関係、あるいは、決めたことに違反する方がどうしてもいるわけで、当事者との関係でも、当事者の取決めに基本的に違反する行為について介入するといったタイプのガバナンスモデルの中のアプローチもあります。

伝統的には、日本に限らず、先ほど、ヨーロッパの96年のデータベースに関する特別立法、そして挫折したデータ生成者の保護の改正案といったお話をしましたが、そういった例外を除けば、データについては、千差万別ですので、基本的にはガバナンスモデルでやっていくのが国際的な潮流ではないかと思います。それが、日本で言えば営業秘密であっ

たり、限定提供データであったりして、営業秘密や限定提供データの定義はあまり事細かく決めないし、請求権者は誰かも事細かく決めない。しかし、契約が絶対及ばない第三者のところと、契約が及ぶのだけれども、どうしても違反してくるところについて法が介入していく場合、そこを規律する。規律の中で、当事者同士でしっかり契約、あるいは社内規則等で、どのようなものを保護していくのか、どのように保護するかを決めていただくといったガバナンスモデルを採用していると理解しています。

例えば限定提供データについて、もし私が申し上げることがあるとすると、一つの政策判断として、第三者の取得行為や使用行為について多少穴が開いているので、そういったところについては穴を埋めていくというのが、現在採用されているモデルのなかでの規律内の平仄を合わすという意味で残された課題なのかもしれません。

他方で、より大きく、一体どのようなものをどのように保護しているのかということは、むしろ、現在のモデルでは当事者間、特に利害関係当事者間の調製に委ねることになっていますので、必要があるとすれば、むしろ契約をどうやって促進していくか、たとえばガイドラインを作るのかという話となります。それをやるべき部隊がここかということ、今までの伝統的な仕事の分担としては少し違うのではないかと考えています。

○岡村委員長 ありがとうございます。

御意見はまだまだいろいろあるかと思いますが、次の論点もごございますので、さらなる御意見につきましては、個別に事務局へお寄せいただくこととして、次に、『「営業秘密管理指針」の改訂方針について』の議論に入りたいと思います。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○中山室長 ありがとうございます。資料5を御覧いただければと思います。

まず、2ページ目を開いていただきまして、今般、「営業秘密管理指針」について改訂しようと考えてございますが、背景と方向性について御説明したいと思います。

「営業秘密管理指針」でございますが、もともとは、企業が営業秘密に関する管理強化のための戦略的なプログラムを策定できるよう、参考となるべき指針として平成15年の1月に策定されまして、最終改訂は平成31年の1月となつてございます。

最終改訂から約6年が経過してございまして、この間、企業における情報管理の手法については、クラウド技術・環境を前提とした管理が進んだり、企業における情報管理の在り方が変化しているといった状況がございまして。

このような状況を踏まえまして、クラウド技術・環境を前提とした管理が、どのような

場合に営業秘密の要件の一つである秘密管理性を満たすのか、解釈の明確化が求められているというのが1つ目の論点でございます。

2つ目は、営業秘密該当性に関しては、秘密管理性、有用性、非公知性の3要件がございまして、従来、どうやって管理していたかという秘密管理性のところが議論の中心でございましたが、近年、有用性や非公知性のところについても争点になることが増えているところもございまして、こちらについても改めて解釈の明確化が求められているということがございます。

こういった背景を踏まえまして、今回、クラウド状況下における判例の蓄積なども踏まえて、営業秘密に関する秘密管理性について議論していただきたいということ。また、有用性と非公知性の要件についても、参考状況を踏まえて、どうするべきかという御意見を頂きたいというのが今回の背景・方向性でございます。

次、3ページ目に行っていただきまして、それぞれの項目について、具体的に方向性を述べさせていただいているところでございますが、まず、秘密管理性のところは、先ほど来申し上げていますとおり、今、企業において、クラウドで管理することが当たり前になってきているような状況下におきまして、秘密情報をクラウドで管理する場合に、アクセス権者を適切に制限していたとしても、公知情報と非公知情報がフォルダ上一緒になってしまうなど、自らの努力だけではなくて、サービスの性質上分けられないようなケースも出てきている状況がございます。

一方、現行の「営業秘密管理指針」は、「合理的区分」と「その他の営業秘密管理措置」ということで、合理的区分は、そもそも非公知情報と公知情報が分けてあることが大前提に見えかねないような記載になってございまして、クラウドストレージ内でも、フォルダの中でしっかり分けて管理しなくてはいけないのではないかという間違ったメッセージを与えているおそれがあるのではないかというのが問題意識としてございます。

よって、方向性としては、秘密管理性は、様々な要件を見た上で判断されるべきものでありまして、情報の合理的区分というのは、あくまで判断するための一要素であることを明記してはどうかと考えているところでございます。

2点目の有用性のところは、秘密情報を不正に取得した者が、自身でその情報を有効に活用できないものについて、有用性が認められるのかといった質問を我々受けるところでございまして、また、近時の裁判例では、そのような主張もなされたといった状況がございます。

そちらを踏まえまして、秘密情報が営業秘密保有企業の事業活動に使用・利用されている情報であれば、不正取得した者にとって有用かどうかというのは関係なく、有用性が認められることを明記してはどうかと考えているところでございます。

非公知性のところは2点ございまして、1点目は、技術の進展ということで、リバース・エンジニアリングによって情報を抽出した場合、当該情報が非公知性を喪失するかどうかといったところは、現行の「営業秘密管理指針」では、具体的な方向性はあまり書いていなくて、判例上こうですということで、読んだ御自身に御判断いただくような形の記載ぶりになってございます。なので、ここについても、今般、どういうケースで、どういう概念の場合は、非公知性を喪失するかどうかといったところを明記してはどうかと考えているところでございます。

最後、技術の進展などによって、例えば、第三者からのハッキング等によって、営業秘密が、一般的な方法ではアクセスできないようなダークウェブに公表されるようなケースも出てきていますけれども、そうした場合に、非公知性が喪失するかどうかについて、現行の管理指針では想定していない状況が出てきているところでございますので、そういった情勢を踏まえて、営業秘密がダークウェブに公表されたとしても、その一事をもって、直ちに公知性が喪失するわけではないのではないかとといったところを明記してはどうかと考えているところでございます。

大きくこの3点、ポイントとして掲げさせていただいているところでございますが、4ページ目以降に関連しているものを記載させていただいてございますので、こちらは御参考という形にさせていただければと思います。

よろしければ、時間も限られていますので、私の説明は以上とさせていただきます、委員の皆様方の御意見を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡村委員長 ありがとうございました。

では、今の御説明の点につきまして、特に3ページについて、御意見を頂けましたらと存じますが、いかがでしょうか。

セキュリティにも関わりますが、小松委員、何か御意見がございしますか。

○小松委員 秘密管理性について意見があります。次のページに絵があるのですが、合理的区分が目に見えるような形になっている。このやり方は、6年前はこういうことも役に立ったかもしれないのですが、近年の技術進展の中では、あまり参考にならないのではないかなと思います。

技術が進展していくたびにいろいろ変えていくのは、管理指針としても困るのではないかなと実は思っていてまして、コアなところでないところは、ハンドブックのほうにいろいろな例がありますということで、見せるといった形でやっていったほうがいいのではないかと思います。いつも後追いになってしまうのはあまりよろしくないかなと思いました。

もう一つあって、ここに書かれていないクラウドについてなのですが、ちょっと気になっているのはリージョンの話で、例えばBoxなどはリージョンを選べますね。選べないのはGoogleだったかな（*注 現在はGoogleも選択可能です）。日本国内で情報管理が必要なのではないかなと思っているのです。それは秘密管理性とはちょっと違うかもしれませんが、環境的に、例えば個人情報保護の観点だと、リージョンによって必要な対策が異なります。知らずに別の国に営業秘密が置かれているケースが多いのではないかなと理解していて、そこはどのように解釈すればいいのかなというのが気になっているところです。

さらに、セキュリティの観点からいうと、営業秘密に関しては事後の法的な支援と考えていまして、そうすると、記録管理、いわゆるログは大切になると思うのです。環境という観点では、そのデータへのアクセスを誰がしたか、いつ誰が何を取ってきているかというログが、事後の事故を解析するのに非常に役に立つ。さらに、実際は不正者に対する抑止力にもなる。可能であれば、その記録管理が重要というのも、これももしかしたらハンドブックかもしれないのですが、強調していただきたいなと思います。

以上です。長くなりまして、すみません。

○岡村委員長 ありがとうございます。

富田委員から御発言希望がありますので、よろしくお願いします。

○富田委員 富田です。ありがとうございます。

今回の改訂に関しましては、冒頭のスライドにも書かれておりますとおり、デジタル化の進展などの社会の動きに対応し、解釈に疑義や誤解が生じないように、明確化を図る作業をタイムリーに行っていくことが重要だと私は考えてございます。

その上で、3ページにあります営業秘密の3要件の見直しの方向性を拝見しますと、近年の職場実態や裁判例の蓄積を踏まえた提案がなされておりますので、基本的にはこの方向感でよろしいのではないかと受け止めてございますが、次回以降、具体的な修正案をお示しいただけるとと思いますので、それを拝見しながら、改めて、改正内容の適否について、具体的な検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○岡村委員長　ありがとうございます。

では、田村委員、お願いします。

○田村委員　ありがとうございます。4ページに戻っていただいて、最初に『営業秘密管理指針』とは、不正競争防止法により営業秘密として法的保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すことに特化したガイドライン。」と書いてあることに関して、共通認識を持つ必要があるのではないかと思います。かつ、この共通認識が違うというのであれば、またそれで議論すべきではないかと思います。

これはかなり歴史のある話でして、最初につくった「営業秘密管理指針」は、セキュリティのレベルを高める実効的な秘密保護とはどういうものかという観点から書き過ぎていまして、それが裁判所に対してあるメッセージを与えたために、裁判例で、営業秘密として法的保護を受けるためのハードルが一時期、ものすごく上がった時期がある。それは大企業でもとてもやっていけない。先ほど中小企業の話がありましたが、大企業でも普通やっていないようなレベルのことが、当たり前のように「営業秘密管理指針」に書いてあった時代があります。それに対して経済界から非常に大きな批判があり、また、私も批判したりした結果、「営業秘密管理指針」は、2015年でしたか、大きな方針転換をしまして、実効的に、セキュリティとして、ここまですると安心だよという話ではなくて、法的保護を受けるために、どの程度の秘密管理をすべきなのかといったメッセージを与えているのだといった発想に即した運用を提示することに方針転換しております。

実効的という言葉の理解の仕方なのかもしれませんが、とにかくお金をかけて、技術的にもものすごく頑張って、完全に守るというのも一つの考え方かもしれませんが、伝統的には、営業秘密の法的保護というのは、すべて社会、法の負担にすると、それらはそれで大変ですから、ある程度合理的な配分で、ここまでは企業がやる、ここから先は法的な支援をしてあげるといったイメージで出来上がった法律です。

アメリカで有名な裁判があって、まだドームみたいなことが現実的でなかった時代、逆に衛星写真も現実的でなかった時代、化学工場の配置を隠すために高い塀を立てたところ、セスナ機が上空から撮影をしたという事件がありました。そのときに、衛星写真がなかったという時代背景はありますが、完全に上部を覆う必要はない、それは当時としては合理的でないとして、企業としては塀を立てるところまでやればよい、それに足らざる分は営業秘密の保護法でカバーするといった形の役割分担ですね。当事者がなすべきセキュリテ

ィと、第三者が法的に守らなくてはいけないものという役割分担をした裁判例がありました。営業秘密に関しては、そういった発想でできているということです。

先ほどからのお話に関していえば、現在、この営業秘密管理指針については、営業秘密保護法に頼らずとも完全に守ることができるという水準の話をしているのではないということについての共通認識があるのです。今、そういう共通認識があることを前提としたうえで、その共通認識の下で話をするか、あるいは、もしそもそもその共通認識がおかしいというのであれば、それを変えるべきでしょうといった話を専攻させるべきではないかと思っております。ちなみに、私自身は、現在の共通認識でよいと思っております。

○岡村委員長 ありがとうございます。

私も一委員であったときの当時の様子を覚えております。田村委員がおっしゃったように、「営業秘密管理指針」の中に、判例理論等々で、必要十分条件をみんな必要条件とみなすような、少し誤解を与えるような表現があったことから、実務が非常に混乱した。そこで、必要条件だけを記載すべきであって、十分条件までをいろいろ書き立てることは無用な誤解を招くということで、その予防策などの十分条件に関しては別にしようではないかということで、「秘密情報の保護ハンドブック」を独立させるとともに、「営業秘密管理指針」は非常にタイトな状態に絞ったと認識しております。それが当時の認識であり、かつ、方向性とすれば、それを前提に、今回、事務局からの御提案があったのではないかと思います。

いずれにせよ、さらに具体的な案が出てこようかと思いますので、時間の関係もごさいますので、本日頂きました御意見につきまして、一旦、事務局で御整理いただいて、改訂作業を進めていただくこととしまして、特に、パブコメの対象になる「営業秘密管理指針」について、次回、具体的な改訂案を御用意いただいて、検討を進めていきたいと思います。

本日は、私はウェブ参加になってしまいましたが、次回はリアル参加にすることで、スムーズに進めたいと思っております。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○中山室長 本日はどうもありがとうございました。

回りの開催日程については、年明け、令和7年1月を予定しています。

詳細な時間・場所については、別途、事務局から委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思います。

議題については、今、委員長からも御発言がありましたが、「営業秘密管理指針」の改

訂などについて御議論させていただくことを思っています。

先ほど委員長からございましたが、最後、時間が少なくなってしまったこともありまして、もしお気づきの点がございましたら、次回の会議でまた頂ければと思いますし、事前に事務局に頂く形でも構いませんので、御意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○岡村委員長 ありがとうございます。

それでは、どうしても今日のうちに言っておきたいことがある委員がおられましたら、お願いしたいと存じますが、特にございませんでしょうか。

事務局、議場からもございますね。それでは、これをもちまして、第26回不正競争防止小委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——